

橋本市民病院 コスト削減コンサルティング
業務委託
(公募型プロポーザル)

仕様書

2024年12月

橋本市民病院

1. 趣旨

橋本市民病院のコスト削減コンサルティング業務を適切な者に委託すべく、本業務を受託するものを公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を以下の通り定める。

2. 対象業務の概要

(1) 業務名称

コスト削減コンサルティング業務

(2) 業務内容および仕様

受託者は、これまでに培った創意工夫やノウハウ、過去に実施した他病院での経験等を積極的に活用するなどによって以下の業務支援を行うこととする。

A) コスト削減検討対象分野

- ① 医薬品
- ② 診療材料
- ③ 委託費
- ④ その他経費（検査試薬、医療ガス等）

B) 調査・分析業務

同種、同規模病院と本件各種対象分野とを比較するなどの手法（ベンチマーク等）により、当院の現状調査・分析、運用面の問題点の洗い出しを行い、削減目標額を提案する。

C) コスト削減実行支援

- ① データ整備から結果レポートまでの全体スケジュールを作成し、変更が生じた場合は都度再作成すること。
- ② 優先して費用削減に取り組む本件各種分野について、価格交渉の進め方及び関係資料を作成し、削減目標額を一覧表に整理した上で、関係各部署との協議の場に同席すること。
- ③ 当院と協議し、コスト削減に向けた各取引業者との交渉の場に同席すること。

D) 業務実施体制

- ① 受託者は、コスト削減コンサルタントとしての十分な知識・技術や経験、キャリアを有したスタッフを配置し、誠実な業務を履行すること。
- ② 受託者は、当院の担当者と定期的な打ち合わせを行いながら業務を進めること。

F) 人材育成

病院職員に対し、診療材料等に関する知識、情報、分析、評価方法、卸業者等との価格交渉の助言等を行うとともに、価格交渉を行うのに必要なマニュアルを作成し、定期的な研修会などを開催し人材育成を行うこと。ただし、人材育成の手法はこの限りでない。

G) 報告業務・モニタリング

- ① 受託者は、毎月の業務終了後、交渉後成果等を翌月 10 日までに委託者へ報告するものとする。
- ② 受託者は自らの業務評価を行うため、有効な方法でセルフモニタリングを実施することとする。

3. 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4. 当院の概要

- (1) 許可病床数 (2024 年 4 月 1 日現在)
300 床
- (2) 患者数
令和 5 年度 外来患者数 (延べ) 129,439 人
入院患者数 (延べ) 75,368 人
- (3) 令和 5 年度 医薬品費決算額 616,103 千円
令和 5 年度 診療材料費決算額 672,590 千円
令和 5 年度 委託費決算額 753,547 千円

5. 業務実施場所

和歌山県橋本市小峰台二丁目 8 番地の 1 橋本市民病院地内

6. プロポーザル説明会

開催しない

7. SPD 委託業者との連携

本業務の遂行にあたっては、病院の物流管理業務等に支障が無いよう SPD 委託業者と協議・調整を密に行い、連携を行うこと。

8. 訪問回数

原則、月 1 回以上とし 2 ヶ月に 1 度開催する診療材料検討委員会にも出席すること。ただし、ウェブ会議を活用するなど、病院担当者と協議した上で、変更できるものとする。

9. 業務体制

受託者は、業務を実施するに当たり、組織、連絡体制表を作成し、あらかじめ提出すること。

10. その他

本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容変更及び委託者と受託者間において疑義が生じた事項については、双方が誠意をもって協議し定めること。